

公益社団法人自動車技術会委員会主催シンポジウム運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第42条の規定に基づき、定款第5条第2号の事業の一つとして技術会議各部会傘下の委員会の自主運営で行うシンポジウム及び講習会（以下「委員会主催シンポジウム」という）の実施方法に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会主催シンポジウム)

第2条 委員会主催シンポジウムは、技術会議傘下の部門委員会及び研究会（以下「委員会等」という）の委員自身の自主的かつ貢献的な運営による経費の削減により、対象技術者が少ない分野でのシンポジウムの開催を促すとともに、一定の利益を計上したシンポジウムの主催委員会に対して利益の一部を自主活動費として交付し委員会の活性化を図るためのものである。

(主 催)

第3条 委員会主催シンポジウムの主催者は、企画した委員会等とする。

(運 営)

第4条 委員会主催シンポジウムの運営は、全て主催委員会にて行うものとする。ただし、第20条および第21条により事務局へ委託した業務はこの限りではない。

(自主活動費)

第5条 委員会主催シンポジウム収支予算に計上された利益額の50%以内を主催委員会の自主活動費として予算計上することができる。

第2章 申請・完了手続き

(申請者)

第6条 委員会主催シンポジウムの開催を希望する主催委員会等の委員長（以下「申請者」という）は、次の書類により技術会議議長へ申請しなければならない。

- (1) 別表1に定める実施計画書
- (2) 別表2に定める予算書

(運営責任者)

第7条 申請者は、申請時に運営責任者を指名しなければならない。なお、運営責任者は主催委員会等の委員とする。

(申請期限)

第8条 申請は、委員会主催シンポジウム開催年度の前年度11月末までに申請しなければならない。

(承 認)

第9条 申請された委員会主催シンポジウムの実施については、技術会議の審議を経て技術会議議長がこれを承認する。

(完了報告)

第10条 申請者は、委員会主催シンポジウムの終了後2週間以内に、次の書類により技術会議に報告しなければならない。

- (1) 別表3に定めるシンポジウム完了報告書（以下「完了報告書」という）
- (2) 別表4に定める収支決算書・支払明細書（以下「収支決算書等」という）
- (3) 参加者データ
- (4) 源泉徴収者リスト

第3章 予算・決算

(予算)

第11条 委員会主催シンポジウムの収支予算は、一般会計の講演会・講習会に計上するものとし、自主活動費は技術会議に計上するものとする。

2 委員会主催シンポジウムの申請者および運営責任者は、委員会主催シンポジウムの収支予算に計上された収支差額を確保するものとする。

(決算)

第12条 提出された完了報告書は、技術会議の審議を経て技術会議議長の承認を得た後、財務委員会に報告し、財務委員会委員長の承認を得なければならない。

2 決算に計上された利益額が予算に計上された利益額を大きく下回った場合には、財務委員会委員長は、技術会議議長に対して、当該シンポジウムの主催委員会等が新たに企画するシンポジウムについて、委員会主催シンポジウムによる運営を拒否することができる。

3 委員会主催シンポジウムの収支予算額と決算額の差額は、自主活動費の予算額に反映させないものとする。

第4章 参加費

(参加費と割引率)

第13条 参加費は主催委員会等が決定するものとする。ただし、会員資格による割引率は次のとおりとする。なお名誉会員は参加費無料とする。

- (1) 正・準会員は割引率 50%
- (2) 学生会員は割引率 90%
- (3) 賛助会員は割引率 30%
- (4) 協賛学協会の会員は割引率 30%

第5章 テキスト

(著作権)

第14条 委員会主催シンポジウムで作成したテキストやCD（以下「テキスト等」という。）の著作権は、本会が所有するものとする。

2 テキスト等の著作権を著作物制作者から本会へ無償譲渡するための手続きは、本会所定の書式により主催委員会等が行うものとする。

3 前項による本会への著作権の無償譲渡が行われなかった場合は、テキスト等への掲載を行ってはならない。

4 第2項により本会へ無償譲渡される著作権には、公衆送信権や翻訳権・翻案権、二次的著作物の権利を含むものとする。

(販売価格)

第15条 テキスト等の定価は、原則として3,500円（自動車技術会会員は20%割引。）とする。ただし、ページ数が多い場合やカラー印刷で制作された場合、はこの限りではない。

(事務局への納入部数)

第16条 委員会主催シンポジウムの運営責任者は、テキスト等の販売用として、無償で40部を事務局へ納入する。

第6章 広告

(広告の取扱い)

第17条 広告の取扱いは、主催委員会等が行うものとし、次の各号のいずれかにより処理しなければならない。

- (1) 主催委員会等は、掲載依頼から版下収集、代金回収までを行う
- (2) 主催委員会等は、掲載依頼までを行い、版下収集から代金回収までは自動車技術会指定の広告代理店（以下「代理店」とする。）に委託する。
- (3) 主催委員会等は、全ての業務を代理店に委託する。ただし、この場合広告料収入の保証はない。

(広告掲載料)

第18条 広告掲載料は、1ページ70,000円から100,000円とし、広告取扱い手数料は、掲載料の20%から30%とする。

第7章 事務局基本経費及び事務局委託費

(事務局基本経費)

第19条 委員会主催シンポジウム予算には、事務局基本経費として350,000円を計上しなければならない。

(事務局業務)

第20条 事務局基本経費に含まれる事務局業務は、次のとおりとする。

- (1) 広報（Web、会誌、メルマガ）
- (2) 源泉徴収
- (3) 領収書作成
- (4) 各種支払い業務
- (5) 問い合わせ対応

(事務局委託費)

第21条 主催委員会等は、前条の業務以外に次の業務を事務局に委託することができる。この場合、所定の委託費用を収支決算書に計上しなければならない。

- 2 事前受付（事前受付、参加券発行、参加費徴収、当日受付1名、参加者リスト作成、欠席者への資料送付）の委託料は、200,000円／一式とする。
- 3 当日運営（会場運営要員）の委託料は、20,000円／名・日とする。

第8章 補則

(アルバイト料)

第22条 学生アルバイトの時給は800円とし、別途、交通費1000円、昼食代1000円を支給する。なお、学生以外のアルバイトの雇用条件は、主催委員会等が決定するものとする。

(経費支払い方法)

第23条 次の費用は、業者から発行された本会宛の請求書に基づき、本会から業者へ支払うものとする。

- (1) 会場借上費（機材費等を含む）
 - (2) 印刷費（テキスト等、広報用パンフレットなど）
 - (3) 飲食費（講師弁当代、懇親会費用など）
- 2 講師謝礼及び講師交通費は、本会から講師指定の金融機関口座に振り込むものとする。な

お、主催委員会等は、講師振込先口座および源泉税処理に必要な事項を本会所定の様式により届け出るものとする。

3 次の費用は、合計金額が 200,000 円以下であれば、主催委員会から直接現金で支払うことができる。ただし、事前に明細書を添付の上、仮払い金の申請を行うものとする。

- (1) アルバイト費用
- (2) 通信費
- (3) 消耗品費
- (4) 第 23 条第 1 項及び第 2 項のうち、小額なもの。

附 則

- 1 この規則は、2002 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011 年 4 月 1 日登記)

別表1 シンポジウム実施計画書

シンポジウム実施計画書			
		委員会：	
		申請者：	
1. タイトル：			
2. 主催：			
3. 運営責任者：			
4. 開催日：			
5. 開催場所：			
6. シンポジウム規模：			
参加人数：			
講演件数：			
7. 参加費：			
一般：	円	正・準会員：	円
学生会員：	円	賛助会員：	円
協賛学協会の会員：	円		
8. シンポジウム概略：			
9. テキスト：	書籍	CD-ROM	その他
10. 懇親会の有無：	開催する		開催しない
11. その他：			

別表2 予算書

シンポジウム収支予算書

委員会：
申請者：

項目	費目	予算額	算出基礎
収入	参加費		
	広告掲載料		
	収入合計		①
支出	事務局基本経費	350,000	一律 350,000 円
	会場借上費		
	講師謝礼		
	講師交通費		
	印刷費		
	事務局委託費		事前受付 200,000 円／一式 当日運営 20,000 円／人・日
	アルバイト代		学生アルバイト 800 円／時
	飲食費		
	通信費		
	広告取扱手数料		
	消耗品費		
	支出合計		②
差 額 (①－②)			

委員会自主活動費予算書

委員会：
申請者：

1. 使用目的：

2. 成果の公開方法：

3. 活動費内訳：

項目	費目	予算額	算出基礎
支出			
合計			シンポジウム利益の50%以内

別表3 シンポジウム完了報告書

シンポジウム完了報告書

委員会：
申請者：

A. シンポジウムに関する報告

1. タイトル：
2. 主 催：
3. 運営責任者：
4. 開催日時：
5. 開催場所：
6. シンポジウム参加者内訳：
 会員： 名、学生： 名、一般： 名、その他： 名
7. 懇親会参加者： 名（参加費 円（消費税込み））
8. 講演者リスト：プログラムを一部添付する。

区分	氏名・所属	講演タイトル
挨拶		なし
		なし
司会		なし
		なし
		なし
講演者		

9. 印刷物リスト：印刷物をそれぞれ一部ずつ添付する。

番号	印刷物名	印刷部数	発行形態

B. 委員会自主活動に関する報告

1. 目的：
2. 成果：
3. 会員への公開方法：
4. 取得物件一覧表：

番号	物件名	金額	形態

別表 4 収支決算書・支払明細書

収支決算書・支払明細書

委員会：
申請者：

A. シンポジウム：

項目	費目	予算額	決算額	備考
収入	参加費			
	広告掲載料			
	収入合計			①
支出	事務局基本経費	350,000	350,000	
	会場借上費			
	講師謝礼			
	講師交通費			
	印刷費			
	事務局委託費			
	アルバイト代			
	飲食費			
	通信費			
	広告取扱手数料			
	消耗品費			
	支出合計			②
差額 (①－②)				

備考：請求書、領収書を添付すること。

B. 自主活動費：

項目	費目	予算額	決算額	備考
支出				
合計				

備考：請求書、領収書を添付すること。